

前橋市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年6月24日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	鈴	木	俊	司
同	近	藤		登

内 監

令和4年6月24日

前 橋 市 長 山 本 龍 様

前 橋 市 議 会 議 長 小 曾 根 英 明 様

前橋市監査委員

根 岸 隆 夫

同

長 岡 敏 夫

同

鈴 木 俊 司

同

近 藤 登

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

## 財政援助団体監査結果報告書

### 1 監査基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

### 2 監査対象団体

本市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体（財政援助団体）のうち、下記の団体を抽出し、関係する所管課と併せて監査しました。

前橋テクノフォーラム実行委員会（所管課：産業政策課）

富士見商工会（所管課：にぎわい商業課）

前橋市青少年健全育成会連絡協議会（所管課：青少年課）

### 3 監査期間

令和4年5月9日から同年6月24日まで

### 4 監査対象

令和3年度における当該団体への財政的援助に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和4年度も対象としました。

### 5 監査方法

補助対象事業等に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、各団体から概要聴取を行い、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

#### （団体関係）

- ・補助対象事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理及び出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

#### （所管課関係）

- ・補助金の使途が明確になっていることを確認しているか。
- ・補助金額の算定、交付方法、時期及び交付手続等は適正か。
- ・実績報告書等により補助金の効果及び条件の履行の確認が行われているか。
- ・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

### 6 監査結果

財政的援助に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、次に記載のとおり改善を要する事項や事務の検討を要望する事項があ

りました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各団体及び各市所管課に対して改善等を指導しました。

(1) 前橋テクノフォーラム実行委員会（要望事項1件）

ア 立替払の取扱いについて（要望事項）

消耗品の購入等における大半の支払において、団体の委員が立替払を行い、後日精算している状況であった。

当該団体の経理において立替払は必ずしも否定されるものではないが、補助金の財源は公金であり、その執行に当たっては、透明性や経済性の確保が求められることに留意する必要がある。このため、小口現金等の活用により立替払を極力抑制し、やむを得ず立替払を行う場合は、立替金額の上限や精算期限を明確にするなど、一定のルールのもとで立替払を行うことが望ましいものとする。

これらのことを踏まえ、立替払の是非について検討するとともに、その検討結果を反映した取扱いを会計規程に定めるよう検討されたい。

なお、クレジットカードによる支払を行っている経費もあるが、立替払同様、その支払の取扱いについても併せて検討されたい。

(2) 産業政策課

前橋テクノフォーラム実行委員会への補助金交付事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(3) 富士見商工会

財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、指摘及び要望する事項はなかった。

(4) にぎわい商業課（要望事項1件）

ア 補助金交付要項の見直しについて（要望事項）

富士見商工会運営補助金の実績報告書において、補助事業者から提出された収入支出決算書には補助金の充当先の記載があるが、交付要項の対象経費で、「その他交付目的と照らし合わせて適当と認められる経費」として補助金を充当しているものがあり、補助金の対象経費であるか不明確なものとなっていた。また、支出科目の設定や内訳の記載が不十分なものとなっており、補助金の執行を適正に確認できているか疑義が生じる状況であった。

交付要項に、経常的な支出が見込まれる経費で補助対象と認められる経費について明記するとともに、補助事業者に対して、補助対象経費か否かの判断に資する実績報告書を作成するよう指導し、より適切な補助金交付事務となるよう努められたい。

(5) 前橋市青少年健全育成会連絡協議会（指摘事項1件、要望事項1件）

ア 各地区への助成金に係る交付要項等の整備について（指摘事項）

青少年健全育成会連絡協議会補助金は、19の地区青少年健全育成会への助成金に充当されているが、青少年健全育成会連絡協議会においては、各地区へ交付した

助成金額よりも支出した対象経費が少ない場合の助成金の超過額に係る取扱いなどを定めた交付要項等を整備していなかった。

このため、助成金が対象経費を超過した地区があったが、超過した助成金が返還されることなく、翌年度への繰越金となっていた。一方、助成金の使用がなかったため、全額返還している地区もあり、統一的な助成金の取扱いが行われているとは言い難い状況であった。

については、助成金の補助対象経費や助成金が対象経費を超過した場合の取扱いなどを定めた交付要項等を整備し、統一的な取扱いのある助成金交付事務を行うよう改善されたい。

イ 各地区への超過交付した助成金及び助成金額の算定の取扱いについて（要望事項）

助成金が対象経費を超過した地区青少年健全育成会があったが、青少年健全育成会連絡協議会では超過交付があった場合の助成金返還の取扱いを定めていないため、助成金が返還されることなく、地区の収入として翌年度に繰り越しされていた。

また、各地区は、主に会費収入と協議会からの助成金で事業運営をしているが、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止又は縮小が相次ぎ、毎年の助成金を大幅に超える繰越金が発生している地区などがある。助成金はあくまで事業運営費の一部を助成するものであるが、繰越金など自主財源が多額にある場合の助成金の算定や取扱い等は定められていない。

各地区への助成金の財源は市からの補助金であることを踏まえ、助成対象経費を超過した助成金の取扱いと、繰越金などの自主財源が多額にある場合の助成金の算定や取扱い等について、市所管課とその対応を検討されたい。

(6) 青少年課（指摘事項1件、要望事項1件）

ア 補助金交付事務について（指摘事項）

青少年健全育成会連絡協議会補助金は、19の地区青少年健全育成会への助成金に充当されているが、青少年健全育成会連絡協議会においては、各地区へ交付した助成金額よりも支出した対象経費が少ない場合の助成金の超過額に係る取扱いなどを定めた交付要項等を整備していなかった。

このため、助成金が対象経費を超過した地区があったが、超過した助成金が返還されることなく、翌年度への繰越金となっていた。一方、助成金の使用がなかったため、全額返還している地区もあり、統一的な助成金の取扱いが行われているとは言い難い状況であった。

については、同協議会に対して、助成金の補助対象経費の項目や助成金が対象経費を超過した場合の取扱いなどを定めた交付要項等を整備し、統一的な取扱いのある助成金交付事務を行うよう指導されたい。

イ 超過交付した助成金及び補助金額の算定の取扱いについて（要望事項）

青少年健全育成会連絡協議会への補助金は、地区青少年健全育成会の助成金に充当されているが、対象経費を超過した助成金が交付された地区があった。しかし、同協議会では超過交付があった場合の助成金返還の取扱いを定めていないため、助成金が返還されることなく、地区の収入として翌年度へ繰り越しされていた。

また、各地区は主に会費収入と協議会からの助成金で事業運営をしているが、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止又は縮小が相次ぎ、毎年の助成金を大幅に超える繰越金が発生している地区などがあるが、繰越金など自

主財源が多額にある場合の助成金の算定や取扱い等は定められていない。

同協議会への市の補助金交付要項では、青少年健全育成活動事業として地区助成金を補助対象事業及び経費としていることから、協議会から地区への助成金交付は同要項に基づいたものであるが、このような地区の状況と本補助金の財源は公金であることを踏まえ、超過交付となった地区助成金の取扱いについて同協議会とその取扱いを検討するとともに、今後、同協議会への補助金額の算定に当たっては、適正な補助金額となるよう十分な精査を行われたい。